

1 政交の合同は非交の「主交」精神にもとづかざる限り賛

2 成である。

3 △ 政交の合同は「無産階級運動の」指導権は農戸に在りて

4 云ふ「主張を条件として」合同を進めることにして非部役

5 員に一任したり。

6 △ 組合並に政交とも其の指導精神を同じうすべしあり

7 は合同は實際上不可能なりと信ずる。

8 △ 無産階級運動の指導権は農戸に在りや明に在り

9 後合同すべしである。

No. 10.

10 △ 農戸組合の合同は出来ぬか、政交の合同は實際上出来